

保育園保育料納付のご案内

保育園保育料の納付方法について、以下のとおりご案内します。



納期限

毎月25日（25日が土曜・日曜・祝日の場合は、その翌営業日）

納付方法

口座振替または納付書による現金納付 ★口座振替が便利です！

口座振替	納期限の日に振替します。	
納付書	納期限の10日前頃に、保育園を通じて納付書をお渡しします。 納期限までに以下の場所で納付してください。	
	納付場所	保育園、七尾市子育て支援課、取扱金融機関(以下のとおり) 取扱金融機関 (市外店舗も可) 北國銀行、北陸労働金庫、北陸銀行、 能登わかば農業協同組合、のと共栄信用金庫、 東日本信用漁業協同組合連合会、 興能信用金庫

口座振替手続き方法

「七尾市市税等 口座振替納付依頼書」を、取扱金融機関に提出してください。

なお、手続きにはお申し込みから1か月ほどお時間を要します。

上のお子さんについて、すでに口座登録がある場合は、同じ口座から振替します。再度のお手続きは不要です。

依頼書の設置場所	口座振替 取扱金融機関 (市外店舗も可)
保育園、 七尾市子育て支援課、 取扱金融機関	北國銀行、北陸労働金庫、北陸銀行、 能登わかば農業協同組合、のと共栄信用金庫、 東日本信用漁業協同組合連合会、 興能信用金庫、ゆうちょ銀行

- ・手続きが完了した旨の案内は行っていません。納期限の10日前頃に納付書が届いた場合は、手続きはまだ完了していませんので、納付書にて納付してください。
- ・一度手続きされれば、次年度以降も継続して振替を行います。再度のお手続きは不要です。

裏面もご覧ください

納期限までに納付がない場合

残高不足の場合、未納になってしまいます。



保育園を通じて「未納のお知らせ」を送付します。
口座の残高不足等で振替できなかった場合は、
納付書を同封しますので、速やかに納付ください。

なお、再振替は行っていません。

納期限から20日後には、督促状を送付します。滞納処分(給与の差し押さえ等)を受ける場合があります。納期限内の納付をお願いいたします。

このようなときは

内 容	手 続 き
口座を変更したい場合	新たに「口座振替納付依頼書」を提出してください。
下の子が入園する場合	上の子と同じ登録口座から振替しますので手続きは不要です。 なお、世帯で登録できる口座はひとつです。

ご不明なことがありましたら、下記までお問い合わせください。



【お問い合わせ】

七尾市子育て支援課 保育支援グループ
電話 (0767)53-8419